

賃金比較月・報告月の考え方

比較月：補助対象期間最終月から12か月前以降の支払日が属する月

※申請時に、指定する比較月の賃金支払いが完了している必要があります。

報告月：実績報告書提出時点の直前に支払日の属する月

※補助事業の完了日まで報告月の賃金支払いが完了している必要があります。

	令和7年（2025年）						令和8年（2026年）												
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
最低賃金	992円						1,057円												R8.10月改定後 最低賃金（未定）
第1回							申請：2/16～3/13						完了期限日 8/24		実績報告提出期限 R8/9/2				
	☆比較月（R7.8月以降の任意の月）						補助対象期間												
第2回							申請：3/25～4/10						完了期限日 9/18		実績報告提出期限 R8/10/2				
	☆比較月（R7.9月以降の任意の月）						補助対象期間												
第3回							申請：4/16～5/8						完了期限日 10/13		実績報告提出期限 R8/10/22				
	☆比較月（R7.10月以降の任意の月）						補助対象期間												
第4回							申請：5/15～6/8						完了期限日 11/4		実績報告提出期限 R8/11/13				
	☆比較月（R7.11月以降の任意の月）						補助対象期間												
第5回							申請：6/22～7/15						完了期限日 12/1		実績報告提出期限 R8/12/10				
	☆比較月（R7.12月以降の任意の月）						補助対象期間												

賃上げ要件：実績報告時において（比較月の時給換算額+30円）≦（報告月の時給換算額）となっていること